

佐賀県知事選挙 佐賀県議会議員選挙

4月8日(日) 投票日

◆神崎市で投票できる人

4月8日(日)の投票日に投票できる人は、昭和62年4月9日までに生まれた人で、選挙人名簿に登録されている次の人です。

(1) 佐賀県知事選挙

3月21日現在、神崎市に住み、引き続き3ヶ月以上住民登録をし、投票日現在、神崎市に住んでいる人

(2) 佐賀県議会議員選挙

3月29日現在、神崎市に住み、引き続き3ヶ月以上住民登録をし、投票日現在、神崎市に住んでいる人

※ 選挙人名簿に登録された人で県内の他の市町に転出(1回に限る)した人は、転出先の市町長が発行する証明書を持参すれば、神崎市で投票できます。

3月14日以降に市内転居の届出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

◆神崎市で投票できない人

投票日当日、投票所が開くまでに県外へ転出した人
県内の他の市町へ転出した人で、転出先の選挙人名簿に登録された人

人

・次の事項に該当する人

(1) 佐賀県知事選挙

平成18年12月22日以降に、神崎市に転入した人

(2) 佐賀県議会議員選挙

平成18年12月30日以降に、神崎市に転入した人

◆期日前投票

投票日に投票所に行けないと見込まれる人は、期日前投票ができます。神崎市で投票できる人は、市内のいずれの期日前投票所でも期日前投票ができます。

(1) 投票期間・受付時間

3月23日(金)～4月7日(土)
午前8時半～午後8時

3月30日(金)までは、県議会議員選挙の投票はできません。

(2) 期日前投票所

神崎市役所(1・1会議室)
千代田総合支所(1・1会議室)
脊振総合支所(1号会議室)

(3) 期日前投票に必要なもの

投票所入場券が届いている人は、必ず入場券を持参してください。
入場券が届いていなくても、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、免許証などをお持ちであれば、持参してください。

※ 入場券は、県議会議員選挙告示日(3月30日)以降に郵送します。

※ 入場券は、県議会議員選挙告示日(3月30日)以降に郵送します。

◆開票

(1) 開票開始時刻 午後9時

(2) 開票場所

神崎市中央公民館(神崎市)

(1) 投票時間

午前7時～午後8時

※ 脊振町第2～6投票所は、午前7時～午後6時

7時～午後6時
載されている投票所で投票してください。

(3) 投票所は表のとおりです。

投票区名	投票所	投票区の区域	
神崎市	第1投票区	神崎小学校講堂	二丁目、三丁目、四丁目、西小津ケ里、小津ケ里、永歌、大門、本堀、野目ケ里、荒堅目、蔵戸、曾根ケ里、神納、本吉牟田、池辺田、山田、鶴田
	第2投票区	神崎市中央公民館	一丁目、協和町、出来町、大依、駅ケ里、田道、駅通り、平ケ里、猪面、利田、犬の目、鶴西
	第3投票区	仁比山小学校講堂	鶴東、馬郡、石井ケ里、右原、城原、朝日、竹原、志波屋、東山、三谷、的、小淵、仁比山
	第4投票区	神崎市B & G海洋センター	尾崎東分、岩田、唐香原、平山、野寄、野田、川寄、柏原、二子、八子
	第5投票区	西郷小学校講堂	横武、上六丁、下六丁、戸井土、尾崎西分、伏部
	第6投票区	姉川東分公民館	莞牟田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
千代田町	第1投票区	千代田中部小学校体育館	上直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、詫東、詫西、高志、下板、藤西、又南里、藤東
	第2投票区	千代田西部小学校体育館	原の町、境原、上犬童、下犬童、余り江、川崎、東野ケ里、上西、下西、仲田町回地、仁戸田
	第3投票区	千代田東部小学校体育館	黒津、崎村、下神代、上神代、快楽、渡瀬、龍尾、柳島、大島、迎島、出来島、中津、大野、林慶
	第4投票区	千代田中学校講堂	下直鳥、丁太田、上地、小鹿、用作、紫尾、小森田、コスモス苑、ゆとり
脊振町	第1投票区	脊振総合支所1号会議室	広滝東、広滝西、広滝下、鹿路の一部(旧東鹿路)
	第2投票区	ふれあい館せせらぎ	岩政宮今
	第3投票区	鹿路公民分館	鹿路の一部(旧鹿路上、旧鹿路下、旧大楯)
	第4投票区	鳥羽院山荘	鳥羽院
	第5投票区	服巻公民分館	一番ヶ瀬、頭服
	第6投票区	第3部消防詰所	久保山、脊振山頂自衛隊

※ 脊振町第2投票区は、今回から投票所が変更になっています。

◎問い合わせ先
神崎市選挙管理委員会事務局
(総務課総務係内)
☎ 37・0100